皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、十一月十五日午後五時五分御出門、「没後七十年　竹内栖鳳―京都画壇の画家たち―」展を御覧のため、（渋谷区）へ行幸啓、同六時十二分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、十一月十八日オマーン国の国祭日につき、同月十六日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、十一月十八日ラトビア国の独立記念日につき、同月十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

中国地方整備局公示

一級河川旭川水系旭川で河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき除却・保管した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）に対し、当該工作物を返還するため、河川法施行令第39条の３第１項第２号の規定に基づき公示する。

平成 24 年 11 月 20 日

中国地方整備局長　戸田　和彦

1　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

①　桟橋（木製）　１箇所

②　桟橋（木製）　１箇所

2　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

⑴　保管した工作物の放置されていた場所　岡山市中区江並地先

⑵　当該工作物を除却した日時

①　平成24年10月２日午前９時

②　平成24年10月２日午前10時

3　当該工作物の保管を始めた日時及び保管場所

⑴　当該工作物の保管を始めた日時　平成24年10月４日午前９時

⑵　保管場所　岡山市東区金岡東町一丁目七番八号　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所西大寺出張所

4　保管した工作物を返還するため必要と認められる事項　当該工作物の返還を受けるべき所有者等であることを証明する書類を提示し、当該工作物の除却、保管及びその他措置に要した費用を負担すること。

5　問い合わせ先　岡山市北区鹿田町２丁目４番36号　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所占用調整課　電話086―223―5193

労　働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

国土交通省最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、漁業（遠洋まぐろ）最低賃金（平成14年国土交通省最低賃金公示第２号）及び漁業（大型いか釣り）最低賃金（平成19年国土交通省最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 20 日

国土交通大臣　羽田雄一郎

1．漁業（遠洋まぐろ）最低賃金第５項中「192,500円」を「192,700円」に改める。

2．漁業（大型いか釣り）最低賃金第２項中「185トン」を「200トン」に、第５項中「196,700円」を「196,800円」に改める。

附　則

この公示は、平成24年12月19日から効力を生ずる。

最低賃金の改正決定に関する公示

青森労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、青森県鉄鋼業最低賃金（平成20年青森労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 20 日

青森労働局長　藤井　伸章

第４号中「１時間770円」を「１時間777円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月21日から効力を生ずる。

青森労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年青森労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 20 日

青森労働局長　藤井　伸章

第４号中「１時間705円」を「１時間712円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月21日から効力を生ずる。

青森労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、青森県各種商品小売業最低賃金（平成20年青森労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 20 日

青森労働局長　藤井　伸章

第４号中「１時間698円」を「１時間705円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月21日から効力を生ずる。

青森労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、青森県自動車小売業最低賃金（平成20年青森労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 20 日

青森労働局長　藤井　伸章

第４号中「１時間736円」を「１時間743円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月21日から効力を生ずる。

秋田労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年秋田労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 20 日

秋田労働局長　坂本　忠行

第４号中「１時間744円」を「１時間751円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月30日から効力を生ずる。

富山労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、富山県百貨店，総合スーパー最低賃金（平成20年富山労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 20 日

富山労働局長　半田　和彦

第４号中「１時間768円」を「１時間770円」に改める。

愛媛労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 20 日

愛媛労働局長　田中　敏章

第４号中「１時間780円」を「１時間784円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月25日から効力を生ずる。

愛媛労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 20 日

愛媛労働局長　田中　敏章

第４号中「１時間760円」を「１時間767円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月25日から効力を生ずる。

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

十一月十五日（木）

○一般案件

一　国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について（決定）（内閣府本府）

○法律案

一　国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案（決定）（内閣府本府・内閣官房）

一　地方公務員法等の一部を改正する法律案（決定）（総務省・厚生労働省）

一　地方公務員の労働関係に関する法律案（決定）（総務省・厚生労働省）